

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中部地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

中部（愛知）厚生年金 事案 8102

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和50年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月21日から同年7月15日まで

私は、会社名の変更はあったものの、B社からA組合に引き続いて勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人がA組合及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和50年6月21日に同社から同組合に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA組合における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年7月の記録から、16万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A組合は、昭和50年7月15日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではなかったものの、同組合が法人であること、及び申立人と同時期にB社から同組合に異動した複数の同僚が、申立期間当時、同組合には10人以上の従業員が勤務していたと証言している上、オンライン記録において、同組合の新規適用時には、14人が厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録が確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間において、A組合は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④、⑤及び⑥について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は8万円、申立期間④は35万円、申立期間⑤は34万円、申立期間⑥は35万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②及び③に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は19万6,000円、申立期間③は34万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 19 日
② 平成 18 年 12 月 14 日
③ 平成 19 年 7 月 20 日
④ 平成 19 年 12 月 14 日
⑤ 平成 20 年 7 月 18 日
⑥ 平成 20 年 12 月 12 日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、④、⑤及び⑥について、A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は8万円、申立期間④は35万円、申立期間⑤は34万円、申立期間⑥は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③について、A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間②は20万円、申立期間③は35万円の標準賞与額に相当する賞与を支給され、申立期間②は19万6,000円、申立期間③は34万2,000

円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間②は19万6,000円、申立期間③は34万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万4,000円、申立期間②は1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 19 日
② 平成 18 年 12 月 14 日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万4,000円、申立期間②は1万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8105

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は2万円、申立期間②は2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月14日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万円、申立期間②は2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8106

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は1万5,000円、申立期間②は1万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月19日
② 平成18年12月14日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万5,000円、申立期間②は1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中部（愛知）厚生年金 事案 8107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は9,000円、申立期間②は1万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 19 日
② 平成 18 年 12 月 14 日

A社で勤務していた期間の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は9,000円、申立期間②は1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、当該保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、平成15年6月2日に合併により設立されたB社（以下「B社（合併後）」という。))における資格取得日に係る記録を昭和45年4月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 7 日から同年 7 月 1 日まで

C社及びA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間においては、C社からグループ会社であるA社に異動し、継続して勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（合併後）から提出されたA社とC社で取り交わされた申立人を含む5人の移籍に係る「覚書」及びA社の決議書により、申立人はC社及びA社に継続して勤務し（昭和45年4月7日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和45年7月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）

に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8109（愛知厚生年金事案 2222、4223、4948、7038、7299 及び 7570 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 17 日から 40 年 7 月 1 日まで
これまでの 6 回にわたる申立てについて、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする文書もらった。
しかし、私は、これまでの審議結果に納得できない。今回、新たに提出する資料等はないが、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことについては、労働基準法や民法などの法律により、国及び会社に責任があると考えられることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについて、複数の同僚の証言により、入社時期は明らかでないが、申立人が申立期間当時から A 社に勤務していたことは認められるものの、i) 複数の同僚が、「入社と同時に厚生年金保険の被保険者になっていない。被保険者資格を取得したのは入社から 1 年半以上たってからである。」と証言していること、ii) 同社は昭和 54 年 2 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは、連絡が取れないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認できないこと、iii) 同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の被保険者資格の取得日は、オンライン記録の取得日と一致していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 1 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間に係る 2 回目の申立てについて、申立人は、「新たな資料はないが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張したものの、i) 当該主張のみでは、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の

決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、ii) 当初の申立てに係る調査の際、連絡の取れなかった当時の事業主は既に亡くなっていることが判明したこと、iii) 当時の事務担当者とも連絡が取れず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないことなどから、既に同委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 申立期間に係る 3 回目の申立てについて、申立人から、同僚が手書きで作成した在籍証明書が提出されたものの、i) 当該在籍証明書を作成した同僚は、「申立人は、間違いなく A 社に在籍していたが、厚生年金保険の取扱いについては何も分からない。」と証言していること、ii) 申立人が A 社における事情をよく知る人物として名前を挙げた同僚は、既に平成元年 3 月に亡くなっており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、iii) 申立人の同社における雇用保険の資格取得日（昭和 40 年 7 月 1 日）は、オンライン記録の被保険者資格取得日と一致していることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 4 申立期間に係る 4 回目の申立てについて、申立人は、「過去 3 回の決定に納得がいかないので、再度名前を挙げた同僚から話を聞いてほしい。」と主張したものの、i) 申立人が名前を挙げた同僚 22 人のうち、7 人が既に他界し、4 人が申立人の記憶する氏名だけでは人物の特定ができず、所在が判明した 11 人の同僚のうち、9 人から聴取したものの、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、裏付けとなる具体的な資料及び証言は得られないこと、ii) 申立人が名前を挙げた同僚 22 人のうち、4 人の同僚が申立人と同様に B 社から A 社に転職しているが、うち 2 人の同僚については前回調査で聴取していることから、残りの 2 人の同僚については聴取を試みたところ、今回新たに 1 人が既に他界していることが判明し、もう 1 人の同僚から聴取したものの、当該同僚は、「申立人及び今回既に他界していることが判明した同僚と一緒に勤務したが、いつ頃勤務していたか思い出せない。当時の給与明細書などの資料は無い。」と証言しており、申立期間に係る申立人の詳細な勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての資料及び証言は得られなかったこと、iii) 前述の前回未聴取の 2 人の同僚については、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名が確認できないことから、前回と同様、申立期間当時の同社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえることなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成 24 年 2 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 5 申立期間に係る 5 回目の申立てについて、申立人は、「事務担当者が誰であったか不明であり、申立人の入社時期が明らかでないとする過去 4 回の決定に納得がいかない。調査すれば分かるはずだ。」と主張したものの、i) 当時の事務担当者が不明であること、連絡の取れた複数の同僚から聴取して

も勤務期間を特定できないことなどの調査結果については、前回決定時までに申立人に対して通知済みであること、ii) 申立人からは新たな関連資料等の提示が無いことなどから、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づく平成24年5月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

6 申立期間に係る6回目の申立てについて、申立人は、「その後、同僚から、当時事務担当者は25歳ぐらいの年齢だったことを聞いた。C地の方に住み、軽乗用車で通勤していたようなので、当該事務担当者から話を聞いてほしい。また、申立期間当時の給与から税金が控除されていたのだから、当時の課税資料を調べれば、厚生年金保険料が控除されていたことが判明するはずだ。また、私のほかにも年金記録の無い同僚がいるということのようだが、このような事実からも、オンライン記録がでっち上げの記録であり、正しい届出又は処理が行われていないと考える。関係機関等を指導して事実を解明し、責任を追及すべきだ。」と主張したものの、i) 今回、申立人が同僚から聞いたとする事務担当者については、氏名は不明であり、年齢等の情報しか無いことから同人を特定できず、証言を得ることができないこと、ii) 申立人の住所地を管轄するD市は、課税資料については5年間保存のため申立期間当時の資料は保管していないと回答していること、iii) 年金記録確認愛知地方第三者委員会は、関係機関等を指導し、あるいはその責任を追及する組織ではないことなどから、既に同委員会の決定に基づく平成24年12月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

7 これに対し、今回、申立人は、「新たに提出する資料は無いが、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことについては、労働基準法や民法などの法律により、国及び会社に責任があると考えられることから、申立期間に厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張し、申し立てている。

しかしながら、当委員会は、関係機関等を指導し、あるいはその責任を追及する組織ではない上、当委員会は、本件について、当時、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたか否かを踏まえて、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことについて、労働基準法や民法などの法律により、国及び会社に責任があると主張して記録の訂正を求めることはできない。

ほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月1日から34年6月20日まで
A事業所（現在は、B事業所）で勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所の上部機関であるC事業所からの回答により、申立人は申立期間のうち、昭和31年10月3日から34年6月20日までA事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄には、「健保のみ適用」と記されており、氏名が記載されている者全員の厚生年金保険の記号番号は記入されていないことから、当該被保険者名簿は健康保険のみの被保険者記録について記載したものであり、申立期間に同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、上記被保険者名簿には申立人のほか35人の同僚の氏名が記載されているが、当該同僚のうち基礎年金番号を特定できた20人のオンライン記録を調査したところ、申立期間においてA事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録がある者はいない。

さらに、D共済組合E支部は、「申立人について、加入期間は特定できないが、昭和34年10月21日に退職に係る一時金が支給されている記録が確認できる。」と回答している。

加えて、B事業所は、申立期間における厚生年金保険の保険料控除について不明と回答しており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（富山）厚生年金 事案 8111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月1日から29年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、A社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和29年4月1日になっているが、会社からもらった感謝状には、28年入社と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社と関わりのあるD社の感謝状及び同社から提出された人事記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月20日からA社C工場に勤務していたことが認められるものの、当該日以前の期間における勤務については確認できない。

また、申立人が名前を挙げている同僚4人のうち連絡が取れた1人は、「申立人がA社C工場に在籍していたような覚えがあるが、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している上、B社は、「当時の資料を保管していないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しているとともに、D社も、「申立期間における厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

さらに、申立期間に係るA社C工場の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「入社当初は、臨時工として採用された。」と証言しているとともに、オンライン記録により確認できる当該複数の同僚の同社C工場における厚生年金保険の資格取得日は、自身が記憶する入社時期とおおむね半年から1年の差異が認められることから、当該期間当時、同社C工場においては、入社と同時に従業員を厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ず

しも励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 8 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで

A社には住み込みで勤務していたが、突然、飛び出して辞めた。退職時に同社において、脱退手当金の請求手続をしておらず、後に自分で請求した記憶も受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年1月1日から約2か月後の同年2月22日に支給決定されているところ、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、同社を退職後、40年10月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 2 日から 35 年 1 月 21 日まで

A社を退職する際に、会社から説明を受けて、同社に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受け取ったことは記憶しているが、B社の厚生年金保険被保険者期間については受け取った覚えが無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が受給を認めている期間と申立期間は、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、当該支給額に計算上の誤りは無く、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはうかがえないことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人が受給を認めている期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 10 月 1 日から約 4 か月後の 42 年 1 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

中部（静岡）厚生年金 事案 8114（静岡厚生年金事案 298 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 8 月 13 日まで
② 昭和 35 年 10 月 15 日から 40 年 1 月 1 日まで

前回、脱退手当金を受け取っていないとして年金記録の確認申立てをしたが、記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、A社退職後は、結婚してすぐに引っ越しており、支給決定日の頃は、長女出産の直前でもあったので、脱退手当金を受け取りに行ける状況ではなかった。

脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いため、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年6月25日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票には被保険者記号番号が重複取消された痕跡があるなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無いため、再度調査してほしい。」と主張し、再度申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』とされて

いる。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和40年6月25日に支給決定されているとともに、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を裁定するために二つの被保険者記号番号を重複取消して、一つに統合した痕跡が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

なお、申立人は、「A社退職後は、結婚してすぐに引っ越しており、支給決定日の頃は、長女出産の直前でもあったので、脱退手当金を受け取りに行ける状況ではなかった。」と主張しているところ、当時の脱退手当金の支払は当地払又は隔地払によることとなっており、当地払の場合、社会保険事務所(当時)において本人が直接現金を受給するものであるが、その受給については、本人が委任した者による代理受領も可能であった上、隔地払の場合、銀行又は郵便局で受領するものであるが、支給決定日から1年間は受領可能であったことなどを踏まえると、脱退手当金の支給決定日が出産日に近接することをもって、受給ができなかったとまでは言えない。

このほかに年金記録確認静岡地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。